

令和6年度保育関係要望書

令和5年11月9日

東京都認定こども園協会

(特定非営利活動法人 全国認定こども園協会東京都支部)

令和5年11月9日

東京都知事 小池 百合子 様

東京都認定こども園協会

会長 小山 貴好

東京都のこども・子育て施策の展開につきましては、かねてから種々ご尽力頂き厚く御礼申し上げます。また、本協会の活動にも格段のご理解とご協力を賜り重ねて御礼申し上げます。平成27年に新制度に変わり8年になりますが、比較的大規模な施設の多い認定こども園は2号児の受け入れ枠を増やし、待機児童の解消に大きな貢献をして来たと自負しております。そして、東京都が国に先駆けて新たに始める「多様な他者との関わり」等の子育て支援事業を、認定こども園は多く実施する事ができ、こどもの貧困や孤立化に対応することや、特別支援の必要なこどもの受け入れにも多くの貢献をしているのが現状です。

さて、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、こども基本法が施行されました。こども施策を総合的に推進されるべく、こども大綱の策定をはじめ、こども・子育て政策の強化について、全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充等が実施されることを期待しております。東京都におかれましては、国に先駆けて幼児教育・保育の質の向上のために様々な施策を施行して頂きましたので、今後も新たな政策の確実な実施を切に願い、東京都認定こども園協会の会員園は積極的に東京都の施策に対して協力をしてまいり所存でございます。

しかしながら、認定こども園に対する市区町村における制度的な不備や保育所との格差など、安定した経営ができない現状がございます。また、昨今問題となっております不適切保育は、あつてはならない問題ですが、現在保育施設で働いている保育従事者、またこれから保育施設で働く事を目指している人にとっても、大きな不安となっています。日本の将来を担う大切な子どもたちに良質な保育を提供し続けるためには、安定した保育環境の中で保育を提供することが大切であることは言うまでもありません。そのためには安定した財源の確保が必要と感じております。東京都が中心となり国の提唱する「こどもまんなか社会」を実現していただくためにも、引き続き東京都の財政支援をお願いいたします。つきましては、以下のように令和6年度に向けた要望事項を取りまとめましたので、特段のご高配を賜りますよう、よろしく御礼申し上げます。

令和 6 年度 東京都認定こども園関係 要望項目一覧

1

全ての子どもに適切な保育・教育を提供でき、保育従事者がより良く働ける環境の整備を。

- (1) 国が新たに示している職員配置基準の改善(1歳児5:1、4・5歳児25:1)にとどまらず、OECD加盟諸国の基準を目指すべく、東京都独自の配置加算をお願いいたします。
- (2) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業の恒久化を図るよう、お願いいたします。
- (3) 増加する障害児保育への対応のため、保育士加配に対する更なる支援策をお願いいたします。
- (4) ICT機器が活用できるよう、機器の整備・環境の整備・更新に関わる費用に継続的な予算措置をお願いいたします。

2

保育施設を利用する全ての保護者の負担軽減及び児童の処遇向上を。

- (1) 2024年度から一部の自治体だけで全家庭の給食費無償化が始まるようですが、区市町村間の財政力によって食料費の保護者負担額が異なる状況が生じないよう、東京都が一律の補助制度を設けるなどの支援をお願いいたします。
- (2) 医療的ケア児を受け入れる施設への支援拡大を図るため、現に医療的ケア児がいなくとも、医療的ケア児受入れを前提とした、ガイドラインの策定や、看護師の増配置等を行う場合において、補助の対象となるよう医療的ケア児保育支援事業の拡充をお願いいたします。
- (3) 物価上昇に対する適切な措置をお願いいたします。

3

2023年4月に発足したこども家庭庁では、施設類型を問わず、幼児教育・保育の確保と質向上を図ることを目的としています。東京都においても、認定こども園が安心して運営できるよう、早急に保育施設の加算に充たる補助金格差の見直しを。

- (1) 現在 2・3号認定児のみが対象となるキャリアアップ補助金は、職員給与に充てることを目的としています。保育所と同等の職員処遇を受けられるよう、国の処遇改善と同様に、認定こども園の1号認定児を含めた制度への変更をお願いいたします。
- (2) 現在 保育サービス推進事業補助金のアレルギー対応・育児困難家庭への支援・外国人児童受入れなどは、2・3号認定児のみに支払われています。類型格差を無くし、認定こども園の全ての在園児が対象となるように、1号認定児を含めた制度への拡充をお願いいたします。
- (3) 子育て推進交付金は、旧都加算として保育所に支払われたものです。現在も多くの区市町村は、この子育て推進交付金や次世代育成支援対策交付金から、保育施設等に施設型給付費の上乗せとしてしはらわれている一般保育所対策費や11時間開所保育対策費、障害児保育士加算、0歳児保育対策費、嘱託医援助費等に利用しています。類型格差を無くし、安定した運営が出来るように、幼稚園型認定こども園も対象に含めて頂くこと、更に認定こども園全ての類型において、1号認定児を対象として頂きたい、お願いいたします。

※幼稚園型認定こども園のすべてがこの類型を望んだものではなく、平成27年の制度改正により、施設型給付費の制度に起因する施設の大幅な減収に配慮して、国の指導の下、幼保連携年齢区分型の園に対して、幼稚園型認定こども園と低年齢児保育園に分けることを進められています。国は、幼保連携型と幼稚園型の認定こども園に対して、東京都のように類型による補助金の格差があることは想定していなかったようです。

4

東京都認定こども園協会の代表を、東京都の子供子育て会議の委員に。

東京都の子供・子育て会議の委員には、現在、認定こども園事業者として、学校法人の認定こども園が1事業者として個人と同様に扱われています。他の団体や国の会議と同じように、委員は個人ではなく、東京都認定こども園協会の代表にして頂きますようお願いいたします。

5

東京都から、各区市町村に対して、認定こども園への移行促進への積極的な働きかけを。

全国では、認定こども園への移行が進んでおり、子ども子育て制度の中核をなしています。しかし、東京都においては、未だ認定こども園の数が増えていません。

一部の区市では認定こども園化が進んできています。それは保育園からの移行で、1号認定児が少ない園なので、保育園の補助金との格差が無いこと、教育・保育を行うことで、職員配置も充実し、保育の質の向上も見込めるからです。多種多様な園が、認定こども園になるためには、全ての子が対象となる補助金制度の見直しと類型の格差の解消にあると思います。東京都の認定こども園が、より高い教育と保育の質が保てるように、職員が安心して働く環境が保てるように、振興施策について特段のご配慮をお願いいたします。

また、一部の区市町村では、認定こども園移行の意思を示しても、区市町村が認定こども園への移行は認めないという実態もあります。希望した園が、認定こども園に移行できるよう、東京都から各区市町村に対し、移行促進をお願い致します。

6

保育施設が資金繰りに窮する事態も出ています。補助金支弁の概算払いの徹底を。

東京都の補助金に関して、所属自治体や施設類型によって補助金の支払時期が異なっております。

東京都の補助事業の各要綱には下記のように記されています。

「補助金の交付方法 この補助金は、社会福祉法人等の請求に基づき、決定した額の12分の1の額を各月末日までに概算払により交付する」

しかし現実には、「事業実施後」に概算払いを年1~数回行い、年度末に確定清算する自治体があり、保育施設が資金繰りに窮する事例も出ています。

国の公定価格においても「平成27年4月9日付内閣府事務連絡 施設型給付等の支払いについて（依頼）」で示されているように、「自治体の実情により必要と認められる場合には、毎月支給ではなく、数か月分をまとめて、あらかじめ概算払により行っていただいても差し支えない旨をお示ししているところですが、この取扱いは、あくまで前払いを想定したものです。もとより、子ども・子育て支援法施行規則第18条においては、毎月支給するものとされており、数か月分をまとめて後払いすることは認められませんので、そのような運用がなされることのないよう、ご留意願います。」とされておりますが、現実には後払いで保育施設が半年分先払いで人件費を立替えるような状態が常態化しております。

東京都におきましても、上記の実情に鑑み、各自治体に対して改めて「前払いによる概算払い」を徹底するよう通知を発出していただきたく思います。

また、昨年度の高騰加算やコロナ対策費なども、その緊急性にもかかわらず、各施設が立替えたうえで、かなりの期間を経て清算されています。施設の収益になるのではなく、感染症や社会情勢などの不可抗力にかかった経費の清算のための補助金すら、資金繰りを悪化させている状況は不健全であると考えられます。